



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第205号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(25) (教育総務課).....	1
企業局管 理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(8)(総務課).....	3
病院局管 理規程	鳥取県企業局企業職員就業規則及び企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する 規程(9)(").....	5
病院局管 理規程	鳥取県病院局企業職員就業規則及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を 改正する規程(7)(総務課).....	6

教育委員会規則

現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第25号

現業職員就業規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員就業規則の一部改正)

第1条 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(育児部分休業) 第3条 職員の育児部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条	(部分休業) 第3条 職員の部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規

の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

(修学部分休業)

第4条 職員の修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

(旅費)

第5条 略

(衛生管理等)

第6条 略

定の適用を受ける者の例によるものとする。

(旅費)

第4条 略

(衛生管理等)

第5条 略

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。))にあっては、その額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「<u>給与条例</u>」という。)の適用を受ける<u>短時間勤務職員</u>の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「<u>勤務割合</u>」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))にあっては、その額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「<u>給与条例</u>」という。)の適用を受ける<u>再任用短時間勤務職員</u>の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「<u>勤務割合</u>」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(<u>再任用短時間勤務職員</u>について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p>

7 短時間勤務職員の給料月額、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第6条 職員が現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)第4条に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。

(雑則)

第7条 略

7 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(雑則)

第6条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第8号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 企業局特定任期付職員の給料表については、任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の例による。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(手当の支給の特例)</p> <p>第13条の4 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 企業局特定任期付職員の給料表については、任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の例による。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(手当の支給の特例)</p> <p>第13条の4 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」と</p>

が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ当該各号に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の知事の定める職員にあっては、知事の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して知事の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗じて得た額とする。

4 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職（知事がこれに相当すると認める職を含む。）とし、これらの職にある職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第6条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあって

いう。）が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ当該各号に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

3 前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の知事の定める職員にあっては、知事の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して知事の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗じて得た額とする。

4 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職（知事がこれに相当すると認める職を含む。）とし、これらの職にある職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第6条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員に

は、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 略

(2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間（短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間）に18（短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数）を乗じたものを減じたもので除して得た額

2 略

あつては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 略

(2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間（再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間）に18（再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数）を乗じたものを減じたもので除して得た額

2 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県企業局企業職員就業規則及び企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第9号

鳥取県企業局企業職員就業規則及び企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

（鳥取県企業局企業職員就業規則の一部改正）

第1条 鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>（育児部分休業）</u> 第8条の2 職員の育児部分休業（当該職員がその3歳	<u>（部分休業）</u> 第8条の2 職員の部分休業（当該職員がその3歳に満

に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規定の適用を受ける県職員の例による。

たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規定の適用を受ける県職員の例による。

(修学部分休業)

第8条の3 職員の修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける県職員の例による。

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第18条 職員が鳥取県企業局企業職員就業規則(昭和38年鳥取県企業管理規程第6号)第8条の3に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。</p>	
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 略</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 略</p>
<p>(給与の支給方法等)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(給与の支給方法等)</p> <p>第19条 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員就業規則及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

鳥取県病院局管理規程第7号

鳥取県病院局企業職員就業規則及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員就業規則の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業等)</p> <p>第10条 職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)並びに職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)及び職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の定めるところによる。</p> <p>2 職員の<u>育児部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u>については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第10条の2 <u>職員の修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)</u>については、地方公務員法並びに職員の修学部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号)及び職員の修学部分休業に関する規則(平成16年鳥取県人事委員会規則第27号)の適用を受ける者の例による。</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第10条 職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)並びに職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月鳥取県条例第6号)及び職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月鳥取県人事委員会規則第4号)の定めるところによる。</p> <p>2 職員の部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。</p>

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p><u>第25条 職員が鳥取県病院局企業職員就業規則(平成7年鳥取県病院局管理規程第6号)第10条の2に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第26条 略</p>	<p>(給与の支給方法等)</p> <p>第25条 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。